



結婚・離婚と性別格差

著者	田中 重人
雑誌名	女性学講演会
巻	第25期
ページ	34-50
発行年	2022-03
URL	http://hdl.handle.net/10466/00017872

計量分析から読み解くジェンダーと家族
第3講演

結婚・離婚と性別格差

田中 重人

田中重人と申します。今日は「結婚・離婚と性別格差」ということでお話しするのですが、最初に導入として、なぜこういう研究をやってきたのかといったことを、少し自己紹介させていただきたいと思います。

私は社会学者ということに一応なっていて、自己紹介するときにも他に言いようがないので「社会学者です」と言うのですが、実は多少の違和感があります。というのは、大学・大学院は社会学の専攻にいて、その後、助手をしていたところまでは、確かに社会学を研究・教育する組織にいたわけです。けれども、そのあと就職した先が東北大学文学研究科言語科学専攻の日本語教育学専攻分野でした。日本語教育学の研究対象は社会学と結構近いところもあるのですが、学問の方法は言語学と教育学の間のようなことが基本です。そういう自分とは基本の発想が違う人たちに囲まれて一人だけ社会学者がいる、というような状態を18年やっていました。3年前に組織変更がありまして、同じ学部の現代日本学専攻分野というところに移ったのですが、そこは（「現代日本学」というタイトルにもかかわらず）歴史の研究、昔の日本の研究をしている人が多数派で、専門分野も社会史、思想、宗教、あるいはメディアの研究などいろいろですが、やはり社会学を専門にしているのは私一人という状態です。そういう中でずっとやって

きましたので、「社会学」というアイデンティティーは自分にはあまりなかったりするわけです。

それ以外に、共同研究的なことをいろいろやっていて、たとえば日本社会学会にデータベース委員会というのがあって、そこで文献情報にかかわる情報処理的な作業を毎年していた時期があります。大学でも、所属しているのは文学部ですが、法学部での研究プロジェクトに駆り出されて、法学者や政治学者と一緒に研究していた時期が10年間ぐらいありました。今は「社会にインパクトある研究」というプロジェクトで、人間の幸福と調和する科学とか技術とかいうものを工学部や理学部の人たちと一緒に考えています。

そういうことをやってきた結果として、今の私のスタンスは、知識、情報、価値、規範などといったものが社会をどう動かしているのかが非常に大きなフレームワークとしてあって、その中の一つのパーツとして社会の実態を知るための実証研究、データ分析というものがあるという感じになっています（田中 2021a）。実証研究の部分は、社会調査をしてデータ分析をするという、ごく普通の社会学的手法なのですが、大きなフレームワークを考えるとときには、社会学ではなくて、他の学問分野の発想を使っていることがよくあります。今回の報告でも、理屈の部分は法学の文献にかなり依拠しているので、家族社会学の伝統的な考え方とちょっとずれている感じはするかな、と思います。

以上のような前置きをちょっと長めにしゃべらせていただいて、ここから今日は何の話をするかということですが、「家族と不平等」という大きな研究テーマがあって、そのなかで今日取り上げる具体的な話題は、離婚が増えてきた中で男女間の経済的な不平等がどうなっているか、データ分析をおこなった結果を紹介するというのがメインの部分です。そういうデータ分析結果を紹介したあとで、大きな枠組みの話を最後にまた戻ってきてするというアウトラインになっています。データ分析のところで、全国家族調査（NFRJ）のデータを使います。

1 経済的分配と家族

まず、家族というのは何か。いろいろな説明の仕方がありますが、ここでは枠組みとして、経済的な配装置であるとして取りあえず考えておきます。経済の側面に注目して「家族」を取り上げるということです。

まず、ある論文からの引用を見ていただきたいと思います。中川善之助という法学者がいます。今の家族法の基本になっている民法の第4編と第5編を1947年に全面改正した時の法案起草委員会の中心的な人物だった学者です。その人が若い頃、1928年ですからもう100年近く前の話になるわけですが、「親族的扶養義務の本質」という論文を発表しました。その中のいちばん有名な一節です。

「生活保持の義務」は、最後の一片の肉、一粒の米までも分け食らふべき義務（中川 1976: 195）

この前後に文章があるわけですが、こういう格調高い文章で、これが家族というものの本質なのだと言っているわけです。「生活保持の義務」は中川の造語です。結婚した相手——夫から見て妻、妻から見て夫——は他人なのだけれども、その他人の生活を自分の生活と同じと考えてそれを保持する、それが「生活保持の義務」です。そのような義務をお互いに負うのが「結婚」ということなのであり、それが夫婦関係というものの本質なのだというわけですね。「生活保持の義務」という言葉が法律のどこかに書いてあるということではないのですが、家族法を解釈する上で基本的な原則だと見なされているわけです。

こういう論文が1928年に書かれたということの背景を考えてみますと、その30年前、1898年に「民法」が成立しています。今日では「明治民法」と呼ばれている、「家」の制度を規定した法律ですね。しかし成立から20年ぐらい経つと、どうもこの法律は実情にあっていないという意見が強くなってきます。この時期に、東京や大阪などの都市部では、いわゆる都市中間層——企業や役所などに勤めて月給を稼いで生活している人たち——が増えてきます。昔ながらの、家業・家産を代々継いでいくようなライフスタイルではない人たちがたくさん出てくるのですが、結構豊かだし都市

部にいたので、彼らの声はメディアに載りやすく、言論上無視できない存在になっていきます。彼らの主張を背景として、時代にあわない民法を改正すべきだという運動が強くなってくる。中川の主張もそのひとつとして見るができます。

ただ実際には、この時には民法改正はできませんでした。このあと日本は戦時体制に入っていくことになるので、それどころではなくなってしまいます。けれども、戦争が終わったあと、日本国憲法が成立して、民法をふくめて各種法律を改正していく段階になって、中川が主唱したような意見を盛り込んでできたのが、今通用している現行の民法です。1920年代に準備された理屈を盛り込んだ法案が起草されて、改正民法（1947年）になっていくわけです。

さて、中川の主張したことは、先ほどの乾さんの報告であったような、親の扶養が家族の義務とはだんだん見なされなくなっていく、という変化とセットです。家制度的な「伝統」を重視する考えかたでは親の面倒をちゃんと見るのが家族のすごく重要な本質的機能だと見なされていたのですが、それは違う、というのが中川の主張です。親の面倒を見ることよりも、結婚相手のほうが大事である、と。これと並んで、自分の子供をちゃんと育てましょう、ということも、中川の「生活保持の義務」の議論には入っています。結婚した相手と自分の子供——要するに核家族ということですが——の小さな集団の中で、財産を分け合い、苦楽をともにして共同生活を維持していくのが最優先であって、自分の親のことはそれよりはレベルの低い義務でしかないのだ、という主張になっています。100年前には、これは相当先進的な考えかただったでしょう。しかしその後長い時間をかけて一般に行き渡り、今では親を扶養するのは、自分の義務あるいは家族の義務というよりは政府や自治体がやるべきことだと考える人が増えてきています。

一方で、この考えに基づくと、「生活保持の義務」こそが家族の本質であるということになります。子供を育てるのは親の義務でない、と考える人は現在でもあまりいないですよ。子供を育てるのは親の第一の義務であって、それは政府とか自治体とかが肩代わりできるようなことではない

というのが一般的な通念だと思いますけれども、そういう考え方の源泉はこの辺りにあるわけです。

ただちょっとややこしいのですが、同時によく引かれる言葉として、「法は家庭に入らず」というのがあります。これはローマ時代の格言だそうです。家庭の中というのは基本的には家族の間の自治に任せるもので、問題が起こったら自分たちで話し合っ解決してください、法律はなるべくそういうところには立ち入らないようにします、というのが基本の体制であるわけです。家族に関する法律の規定が一応存在していても、実際にはなるべくそれを発動しない。そういう体制になっているために、家族に何か問題が起こったときに実際にそれを解決するための仕組みは非常に貧弱だという問題も一方ではあります。

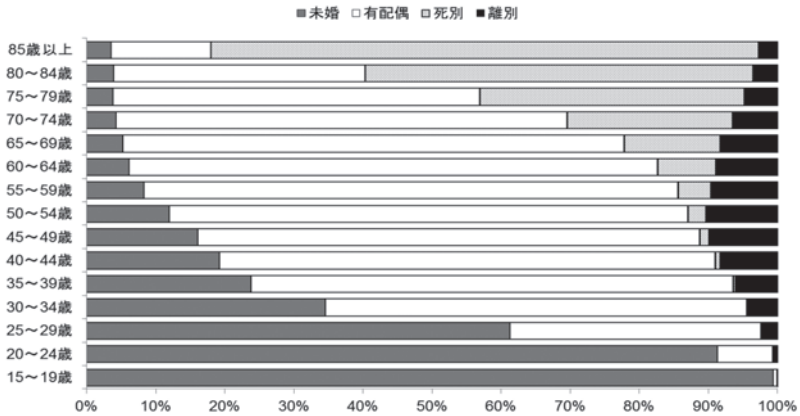
法律というのは、家族関係がうまくいっているときは出番はなくて、うまくいなくなったりやめたいとき、たとえば離婚して夫婦関係を解消するようなどきに出てくるわけですが、そういうときの仕組みが貧弱なのです。実際に離婚しようとしたときに、いろいろ問題が出てきて、法律の枠内ではうまく解決法がないことも多いのです。

2 近年の日本社会における家族の変化

そういったことをバックグラウンドとしておさえた上で、100年前の話ではなく、近年の話をします。最近の日本社会における家族に関する重要な変化のなかで、結婚に関するものということで3つ挙げられると思います。1つは未婚者の増加。2つ目が離婚の増加。3つ目が死別の高年齢化。この3つが非常に大きな変化として挙げられます。

図1は、2015年の「国勢調査」のデータによるグラフです。国勢調査では、婚姻の状態を4つに分けます。「未婚」「有配偶」「死別」「離別」の4種類です。これを、女性の年齢別にグラフにしています。年齢は5歳刻みで、15歳から始まって、いちばん上が「85歳以上」になっています。

当然のことながら、10代の人はほとんどが「未婚」です。年齢が上がるにつれて「未婚」が減って「有配偶」が増えますが、それと同時に離婚も



「政府統計の総合窓口」(e-Stat)より国勢調査時系列データ(男女、年齢、配偶関係)表4「配偶関係(4区分)、年齢(5歳階級)、男女別15歳以上人口-全国(大正9年~平成27年)」<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003410382>

図1 女性の年齢別配偶状況(2015年国勢調査)

増えます。「離別」は離婚して調査時に独身である人ですが、これがかなり増えるのがわかります。40代から50代では1割ぐらいの人が「離別」に該当します。「死別」も増えていきますが、若い層ではこれはそんなにいない。40代後半ぐらいから増えてきて、70代以降で急激に増加して多数派になるという動きが読み取れます。ここのところは男性と女性でかなり違うのですが、図1では女性のほうだけお見せしています。

昔は20代で未婚の人はもっと少なかったのですが、今では20代後半でも半分以上は未婚であり、多数派を占めています。離婚する人も、昔は少なかったわけですが、かなり増加してきていて、中高年のところでは1割ぐらい。なお、国勢調査の分類では、いったん離婚してそのあと再婚した人は「有配偶」に入ってしまうので、そういう人も含めれば、離婚を経験した人の比率はもっと多いということになります。一方で、死別のほうは、昔に比べると死亡率が下がっているため、若い頃に死別を経験する人は減っていますが、高齢になると一気に増えます。配偶関係をめぐる近年の状況はこういう感じです。

3 NFRJ（全国家族調査）データの特徴

さて、ここから使っていく全国家族調査（NFRJ）は、だいたい30代から60代を中心としています。未婚の人はかなり少ない年齢層です。有配偶が多数派ですけれども、離婚した人もそこそこいて、死別した人はかなり少ない。そういう年齢層を捉えているデータです。そのため、未婚の人の分析や死別の人の分析にはちょっと人数が足りなかったりするわけですが、結婚している人、あるいは離婚した人を捉えるには都合のいい年齢層を取っているデータです。

全国家族調査は、4回調査をおこなっています。その他にスピノフ的な調査も幾つかありますが、それらは今回扱ってなくて、メインの第1回NFRJ98（1999年実施）、第2回NFRJ03（2004年実施）、第3回NFRJ08（2009年実施）、第4回NFRJ18（2019年実施）の調査を使っています。1999年から2019年までの20年間に、4回の調査データがあるということです。いずれも規模の大きい調査です。研究費がどれだけ獲得できるかという予算の問題で第4回のデータがちょっと小さくなってしまったという問題はありますが、全体としてはかなり対象者の数が多い。

調査の度に毎回報告書を作っていますので、分析結果はそこに書いています（田中 2011, 2021b）。それ以外にも論文を書いて発表してきて（田中 2013）、これからお話する内容は、そういうすでに発表したものを再構成して作っています。何か新しいデータ分析をしたというわけではなく、発表済みの結果を再利用したデータです。細かい分析の結果とかやり方などは、公表されている論文を読んでいただけるとよいと思いますので、以下では要点だけお話しします。

対象者は28歳から72歳にします。最初の2回の調査は、もう少し高齢の層までデータを取っているのですが、4回分全部条件をそろえて分析するため、28歳から72歳に限定しました。

離婚の経験者はかなり多く、第4回調査以外は、離婚経験者が400人以上含まれています。これくらいの規模のサンプルがあれば、かなりちゃんとした分析ができます。

もし、プライバシーの問題など考えずに研究上必要なデータを取りたいように取れるとすれば、本当は図2 (a) のようなことを考えたいのです。これは模式的な図で、結婚中にどれぐらいの所得があったかを真ん中に描いています。縦軸が所得で、低いところから高いところまで並んでいます。結婚中にある程度の所得を得ていた夫婦が、離婚すると分かれるわけです。右側が男性で左側が女性だと考えてください。離婚後に所得が上がる人と下がる人がいて、結婚中の所得より高くなったり低くなったりします。本当は、これらのペアが全部わかるデータがほしいわけです。結婚中はどのような生活をしていて、その後別れたあとにそれぞれどのように変化するか、元夫と元妻とが対応できる形でデータを集めたい。

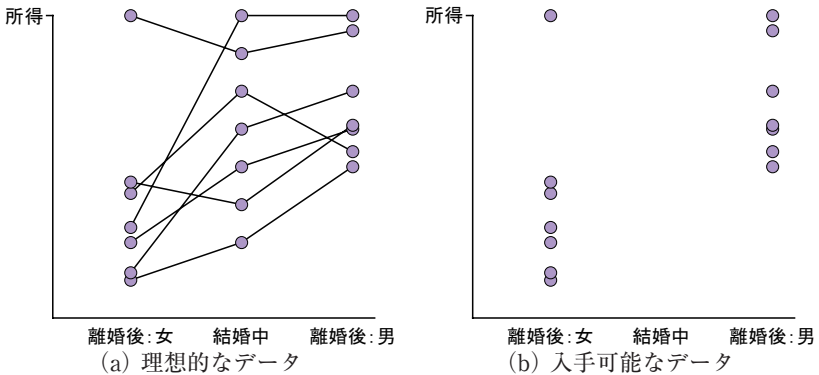


図2 研究のための理想的なデータと入手可能なデータ

しかし、そういう調査はなかなかできません。筒井さんのように政府と協力して、たとえば厚生労働省でプロジェクトを立てるなら可能かもしれませんが、実際、過去にそういうことをやった研究というものはないわけではない。離婚届を出した人の追跡調査というのが昔はあったのですが、ただ今回私がやりたいような、生活水準、所得のデータがあって、かつ職業とか学歴とかの情報まで分析できる調査はありません。

理想はともかく、実際に手に入るデータは、図2 (b) のような感じだということになります。つまり、誰と誰が結婚していたかはわからないし、元妻と元夫がペアで調査できるのではないけれども、過去に離婚を経験し

たことがある人の、女性の分と男性の分をそれぞれ独立に無作為抽出したデータです。誰と誰が元婚姻関係にあったかというペアが取れるわけではないのですが、平均して見たときに男性と女性はどれぐらいの所得なのかとか、どういう分布をしているのかといったことは分析できます。そこからいろいろと推測できることがあるわけです。

4 等価所得

「所得」と単純に言いましたが、具体的には「等価所得」(equivalent income) と呼ばれるものを計算しています。去年1年間の世帯全員の収入は合計でどれぐらいでしょうか、と世帯の年間収入を聞いている項目があり、一方で、一緒に住んでいる人数も調査票でわかるので、この世帯年間収入の額を同居人数の平方根で割ります。

この「等価所得」は、時々ニュースに出てくる「相対的貧困率」を計算するときなどに使われるものです。一定の額のお金があるときに、それをひとりで使うのと、大勢で分けて使うのでは全然違います。そういう側面を考慮したいとき、人数の平方根で割るのがよいということになっているのです。本来は可処分所得——税金や社会保険料などを除いた所得——を分子にして、それを世帯の人数——生計を共にしている人の人数——の平方根で割ります。ただ、全国家族調査では所得や世帯の状況をそこまで細かくは聞いていないため、世帯全員の収入について税金などを除く前の値をそのまま分子とし、同居している人数については生計を共にしているかどうかにかかわらず数えます。等価所得の通常の算出方法とは少しずれているのですが、大体のところはこれでわかるだろうと考えています。

図3は、単純にサンプル全体で男性と女性に分けて等価所得を計算したものです。男性より女性のほうが等価所得が7%から10%程度低いということになります。男性が約330万円のところ女性は約300万円という感じですね。大きな格差とはいえないにしても、女性のほうが低い傾向にあるということです。

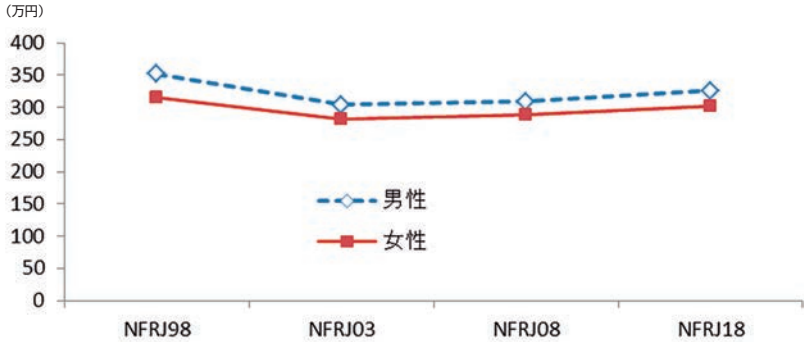


図3 男女の等価所得 (幾何平均)

5 結婚の経歴と性別格差

これを結婚の状況によって分けます。6種類に分けるのですが、まず「未婚」、これは一度も結婚したことがない人です。それから「初婚継続」、つまり一度結婚してそれが現在までずっと続いている人。あとは離別したけれども再婚して現在有配偶の「離別・有配偶」、離別して現在独身の「離別・

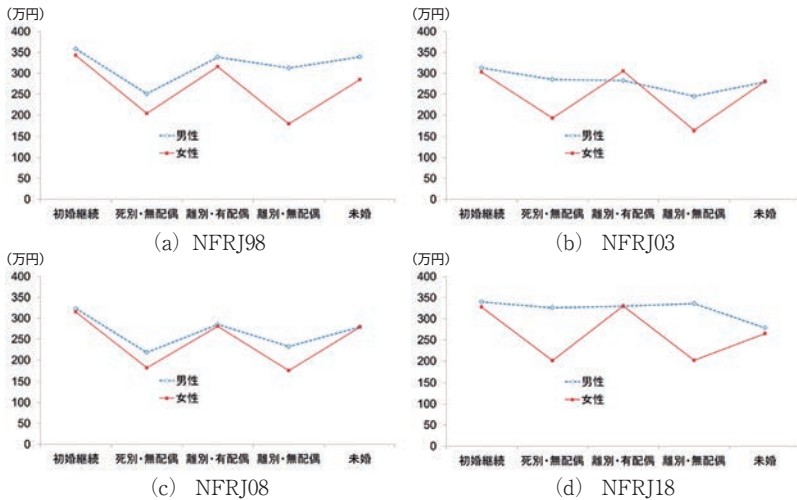


図4 結婚の経歴別に見た男女の等価所得 (幾何平均)

無配偶」。死別についても同じように「死別・有配偶」と「死別・無配偶」に分けます。ただ、死別で有配偶の人は数が非常に少なく、10人未満しかない場合もあって、少なすぎるため省略します。

というわけで、5つのカテゴリーに分けてグラフを示します(図4)。第1回(NFRJ98)は1999年の調査ですが、離別・無配偶の人は男性と女性の格差が非常に大きいことがわかると思います。他のカテゴリーでも女性のほうがちょっと低いのですが、顕著な差があるのは離別・無配偶の人です。第2回調査(NFRJ03)も離別・無配偶の格差が大きい。死別・無配偶の人も少し差が大きくなっています。第3回調査(NFRJ08)では、離別・無配偶の格差が少し縮小して、男性がやや低くなり女性の値に近づいているように見えます。けれども、一番新しい第4回調査(NFRJ18)のデータでは、やはり離別・無配偶のところの格差は男女間で非常に大きい。

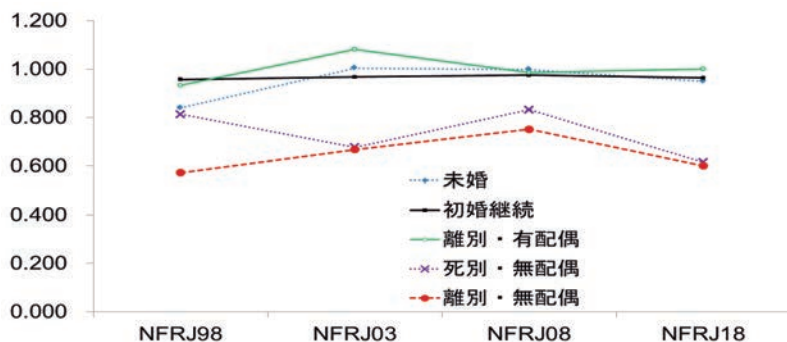


図5 等価所得の性別格差(女/男)

結果をまとめて表示したものが図5です。図4と同じデータで見せ方を変えているだけですが、男性を1としたときに女性の所得がどれだけかという比率を表示しています。離別で現在無配偶の人の場合、女性の等価所得は男性の6割から7割ぐらいの水準にあるということがわかります。死別・無配偶も格差の大きいところではありますが、離別に比べると、差はやや小さい。それ以外の未婚や初婚継続、あるいは離婚したけれども再婚し

ている人（離別・有配偶）では、男女格差はほとんどありません。

離別・無配偶の女性の等価所得は男性の6割から7割ぐらい。これはかなり大きな格差です。平均的な男性が300万円ぐらいなのに対して女性は200万円ぐらいになりますから、かなり低い。これは平均的な水準の話で、中にはもっと高い人も低い人も含まれているわけです。低いほうの人は、200万円よりもさらに低いということで、貧困に陥っているかそれに近い生活水準になります。

6 離婚後の経済格差の規定要因

重回帰分析

その後、重回帰分析もおこなっていて、これは離婚経験のある回答者だけに限定しています。つまり、離婚した経験のある人を、現在無配偶の人も有配偶の人も両方含めて取り出します。人数はNFRJ98で416人、NFRJ03で449人、NFRJ08で408人、NFRJ18で292人です。第4回のNFRJ18調査だけ人数が少なく、300人を切っていて、ちょっと分析しにくいということがあります。

独立変数として、次の変数を使います。性別。年齢。学歴。調査時の「配偶者の有無」、これは要するに再婚したかどうかということです。「常時雇用が継続しているかどうか」。全国家族調査では第3回までは「結婚とか育児とかのために仕事を変わったり辞めたりした経験がありますか」ということを聞いていたので、その情報を利用します。ただ、第4回調査ではその項目がなくなりましたので、第4回だけは、調査時点で常時雇用だったかどうかということしかわからない変数です。それから「同居の子供の有無」。再婚した人の場合は、いつ再婚したのかという情報と同居の子供の年齢を照合して、現在の配偶者との結婚以降の子供を除いています。あとは「世帯構成」、つまり独りで暮らしているとか親が同居しているとか。以上が独立変数です。

等価所得を規定する要因

結果の細かい数字は論文（田中 2011, 2013, 2021b）に表をのせていますのでそちらを見ていただくことにして、結論だけ示します。離婚経験者の等価所得は、大きく次の4つの要因で規定されています。

- ・ 学歴が高いほど所得が高い
- ・ 再婚しているほうが所得が高い
- ・ 常時雇用を継続していると所得が高い
- ・ 同居の子供がいると所得が低い

これら以外に年齢の影響もあるのですが、それら5つの要因でだいたい説明できてしまうので、実は性別は所得に直接的には影響していないことがわかります。つまり、年齢、学歴、常時雇用を続けているか、子供が同居しているか、再婚しているかといった状況が全部同じであれば、男性でも女性でも大して所得は変わらないのです。親が同居しているかどうかというのも、あまり関係ありません。離婚経験者の等価所得には男女間に大きな違いがあるということを先にみましたが、これには、学歴、常時雇用を継続しているか、子供がいて一緒に暮らしているか、あと再婚しているかどうかという4つの要因が、非常に大きな影響力を持っているということになります。

7 議論

結果のまとめ

結果をまとめると、次のようになります。

まず、婚姻履歴別に分けてみると、離別者には大きな男女格差がみられるのに対し、未婚者とか初婚継続者のところにはそういう格差がないことがわかりました。結婚していない人たちの間にははっきりとした性別格差はなく、結婚した場合でも結婚生活が円満に続いていればOKだということですが、これに対して、結婚したあと離婚した人たちには、非常に大き

な格差がみられます。結婚というのは、先ほど中川（1976）の引用で見たように、所得を再分配する、協力して生活する、という機能を持っているのですが、それが不安定化すると、結婚の機能が維持できなくなってきます。それで別れてしまうと、別れたあとの経済的格差は大きい。もし結婚しなかったとしたら出てこなかったような格差が、いったん結婚してそのあと離婚した場合には出現するわけですが、図1で見たように、近年ではそういう経験をする人が増えてきているのです。

離別経験者だけをとりだした等価所得の重回帰分析の結果からは、学歴、継続的常時雇用、同居子、再婚という4つの要因が大きな影響力を持っていることがわかりました。女性は男性よりも学歴が低い傾向があり、常時雇用を中断していることが多く、子供を引き取って育てていることが多い。これらの要因によって、女性の等価所得は男性にくらべて低くなっています。再婚すれば所得はかなり上がるのですが、そうでない場合で、これらの要因が重なっていると、生活の水準は相当低くなってしまいます。

家族と平等

さて、皆さま、以上の分析結果についてどういう感想を持たれるでしょうか？ たぶん、当たり前の結果だと思われるのではないかと思います。つまり、私たちがごく普通に、常識的に知っていることをなぞっていると思うのです。結婚・出産・育児で女性がキャリアを中断することが多いとか、離婚後の子供の養育は母親が負担することが多いとか、その結果として離婚後の女性の経済状態が悪くなることが多いというのは、すでに一般に知られていることです（神原 2006；田宮・四方 2007；永瀬 2004；濱本 2005）。常識が正しいことをデータで確認していくというのは計量分析の重要な役目ではあるのですが、それを確認した後、どのように考えを進めていけばいいのでしょうか。

ここから話を戻していくと、家族あるいは家族制度というものが、この社会における平等・不平等に対してどういった機能を果たすべきだと考えられているか、ということを考える必要があります。上の分析結果で示したような事実について、私たちは前から知っていましたし、政策上もそう

いうことを問題にしてきたはずです。実際、母子世帯の貧困というのは日本における社会政策の重要なテーマであり（岩田 2005；篠塚 1992；藤原 2005）、給付とか就労支援とかいろいろな対策を打ってきたわけです（日本労働研究機構 2003）。それなのに、今でも問題は解決していない——結婚や出産、育児で仕事を辞めてしまい、離婚したあと小さな子供を引き取って育てたりすると、得られる所得は低く、貧困に陥る危険は大きい。なぜそういうことが続いてきたのでしょうか？

ひとつの答えとしては、貧困対策はそれ自体の優先順位が低いということがおそらくあります。憲法上、貧困を解消するのは政府の義務だという建前なのだけれど、それはあまり本気で考えられていない、ということですね。離婚後の母子世帯の貧困もその系列の話ですから、政府が本気で取り組もうとはしていない課題だという側面があります。

もうひとつ、家族の問題に関しては、最初の方でとりあげた「法は家庭に入らず」的な発想が災いしているところもあると思います。結婚したり離婚したりするのは本人たちの責任だということで、政府や裁判所が介入するようなことがあまり想定されていない。

一方で、中川善之助の説いた「生活保持の義務」は今でも主流の考え方です。このため、家族は基本的に家族内で助け合ってやっていけるはずであって、どうしようもない場合だけ手助けする、というのが公的な制度をつくるときの基本姿勢になってしまっています。家族は放っておくとうまくいかない、という発想にはなっていないわけです。

さらに、「平等」という規範が、夫婦関係の解消に関する議論の中にうまく位置付けられていないということもあります。夫婦関係が維持されている間はお互いに相手の生活を自分の生活と同様に保持しなければならない、というのは現代日本社会では確立した規範だといっていいと思いますが、夫婦関係が破綻して別れたあとの生活をどうすべきかという点について、私たちが共有している規範はありません。当事者同士で話し合って決めればよいというのが日本の民法の基本的な考え方ですが、離婚を考えている夫婦が話し合ってもうまくいかないことが多いですね。そういう場合に調停とか裁判とかいう形で公的な制度が介入する途はありますし、離

婚にともなう経済的な事柄についての法律上のいろいろな工夫もされてきてはいます。しかし現実にはそうした制度を使わず離婚する人が大半ですし、制度をフルに使ったとしても離婚後の生活は平等にはいかないことも多い。

近代社会は、一見平等主義的にできているように見えます。しかし、平等主義が適用されにくい領域というのが実はあちこちにあって、そこで生じた不平等が社会全体に波及します。家族というのはそういう領域のひとつといえるでしょう。私たちが平等を志向するのであれば、家族の制度を平等主義的なものに変えていくか、あるいは、家族は不平等であることは認めたくうえで、家族の外で不平等を補って実質的に平等に近づけるか。そうすると、家族やそれを取り巻く社会システムについて、どう変革すれば平等を達成できるのか、また逆に私たちはそのような変化を許容できるのかを考えていかなければならないのだらうと思います。

[文献]

- 岩田正美, 2005, 「政策と貧困」 岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房, 15-41. ISBN: 4623041387
- 神原文子, 2006, 「母子世帯の多くがなぜ貧困なのか？」 澤口恵一・神原文子(編)『親子、きょうだい、サポートネットワーク』(第2回家族についての全国調査(NFRJ03)第2次報告書2) 日本家族社会学会 全国家族調査委員会, 121-136. <https://nfrj.org/nfrj03_2006_pdf/nfrj03_200602_8.pdf>
- 篠塚英子, 1992, 「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』22: 77-118.
- 田中重人, 2008, 「Career, family, and economic risks」 中井美樹・杉野勇編『2005年SSM調査シリーズ9: ライフコース・ライフスタイルから見た社会階層』2005年SSM調査研究会, 21-33. <<http://tsigeto.info/08c>>
- 田中重人, 2011, 「The economic situation of those who have experienced divorce: The gender gap in equivalent household income」 田中重人・永井暁子(編)『家族と仕事』(第3回家族についての全国調査(NFRJ08)第2次報告書1) 日本家族社会学会 全国家族調査委員会, 143-163. <https://nfrj.org/pdf/nfrj08_201101_9>
- 田中重人, 2013, 「Gender gap in equivalent household income after divorce」

- Tanaka Sigeto (編) 『*A quantitative picture of contemporary Japanese families*』, 東北大学出版会, 321-350. ISBN: 9784861632266
- 田中重人, 2021a, 「日本学の方法論(4)」(東北大学文学部「人文社会序論: 現代日本学入門」第8回授業) <<http://tsigeto.info/2021/1st/>>
- 田中重人, 2021b, 「離婚経験者の経済状況の性別格差: 趨勢と規定要因」松田茂樹・筒井淳也(編)『夫婦関係』(第4回全国家族調査(NFRJ18)第2次報告書1)日本家族社会学会 全国家族調査委員会, 143-155. <https://nfrj.org/nfrj18_pdf/reports/2_1_10_tanakasigeto.pdf>
- 田宮遊子・四方理人, 2007, 「母子世帯の仕事と育児」『季刊社会保障研究』43(3): 219-231. <<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624405.pdf>>
- 中川善之助, 1976, 「親族的扶養義務の本質」(中川善之助: 人と学問)『法学セミナー』253: 190-207.
- 永瀬伸子, 2004, 「離別母子家庭の就業と賃金経路」社会政策学会第108回大会, 2004.5.22, 法政大学.
- 日本労働研究機構, 2003, 『母子世帯の母への就業支援に関する研究』(調査研究報告書156).
- 濱本知寿香, 2005, 「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊社会保障研究』41(2): 96-110. <<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/13999904.pdf>>
- 藤原千沙, 2005, 「ひとり親の就業と階層性」『社会政策学会誌』13: 161-175. DOI: 10.24533/ssgs.13.0_161